

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
苗穂支処会計課長 早坂 勝之

1 工事概要

- (1) 工事名：#9 精器工場内部改修工事
- (2) 工事場所：陸上自衛隊苗穂分屯地
- (3) 工事内容：仕様書のとおり
- (4) 工期：令和6年3月29日（金）まで
- (5) **本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。**

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5年度有効の一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」の級別の格付けを受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格において「建築一式工事」に係る等級が「D」以上又は「管工事」に係る等級が「C」以上であること。
- (5) 平成19年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、同種工事をした実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出費比率が20%以上のものに限る。）また、実績が工事成績相互利用登録機関の発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
ア 「建築一式工事」に係る監理技術者等となりうる資格を有する者である。
イ 平成19年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有するものである（原則、着工から完成まで従事している。）
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定合計が65点未満のものを除く。
ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係があるもののすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (12) 北海道内に建築工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
(14) 情報保全に係る履行体制において、適切な体制を有すると確認できる者

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒065-0043 北海道札幌市東区苗穂町7丁目1-1
陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処 会計課（担当：早坂）
TEL 011-711-4251 内線：604
- (2) 仕様書に関する事項
陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処 総務課営繕班（担当：山下）
TEL 011-711-4251 内線：224
- (3) 入札説明書の交付期間等
ア 交付期間 令和5年10月24日（火）～令和5年11月9日（木）
イ 交付要領 本公告に添付
- (4) 申請書及び資料の提出期限等
ア **提出期限 令和5年11月9日（木）17時00分（土、日、祝日を除く。）**
イ 提出方法 (1)の担当部署持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）とする。
- (5) 入札書の受領期限等
ア **受領期限 令和5年11月24日（金）17時00分**
イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。
- (6) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和5年11月27日（月）10時00分
イ 場所 陸上自衛隊苗穂分屯地 コミュニティセンター

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
(3) 契約保証金 免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したものに限り。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。
(4) 入札の無効
次に掲げる入札を無効にする。
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
ウ 入札に関する条件に違反した入札
エ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札書、入札金額が訂正された入札
オ 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載がない入札
カ 誓約した暴力団排除に関する誓約事項に虚偽のあった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
キ 申請書及び資料に虚偽の記載をした者の入札
ク **工事費内訳明細書の内容に著しい不備があつて当該入札書の内訳であると認められない場合**
(5) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
(6) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。
(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

- (9) 契約書作成の要否
要。落札決定後、関係法令等に基づき「陸上自衛隊建設工事に係る標準契約書」の様式により契約書を作成し、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。
- (10) 必要により資料のヒアリングを行うことがある。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 契約金額が300万円以上の場合、契約者は工事の代価について、希望により前金による支払を受けることができる
- (14) 詳細は、入札説明書による。
- (15) 公告掲示場所
 - ア 掲示場所
苗穂分屯地、島松駐屯地、真駒内駐屯地、丘珠駐屯地、
北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go./gsdf/nae/nadep/dep.html>
 - イ 掲示期間
令和5年10月24日(火)～令和5年11月27日(月)